5　法附則第九条第十三項に規定する政令で定める場合は、同項の規定の適用を受ける事業年度に係る法第七十二条の二十五第八項若しくは第十一項、第七十二条の二十六第一項ただし書又は第七十二条の二十八第一項の規定による申告書に、経済産業大臣の法附則第九条第十三項の法人がインターネットを利用する方法により前項に規定する事項を公表していることについて届出があつた旨を証する書類の写しの添付がある場合とする。

附則第六条の二に次の一項を加える。

12　法附則第九条第二十三項に規定する政令で定める収入金額は、特定吸収分割会社（同項に規定する特定吸収分割会社をいう。以下この項において同じ。）又は特定吸収分割承継会社（同条第二十三項に規定する特定吸収分割承継会社をいう。以下この項において同じ。）が同条第二十三項に規定する当該特定吸収分割会社と当該特定吸収分割承継会社との間で行う取引（特定吸収分割会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を二以上の特定吸収分割承継会社に承継させた場合には、それぞれの特定吸収分割承継会社との間で行う取引を含む。）のうち同項に規定する総務省令で定めるもの（以下この項において「特定取引」という。）を行う場合において、当該特定吸収分割会社又は当該特定吸収分割承継会社が当該特定取引の相手方から支払を受けるべき金額に相当する収入金額とする。

（地方税法施行令の一部改正）

第三条　地方税法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第二百六十四号）の一部を次のように改正する。

第六条の十四第一項第四号の改正規定中「第七十二条の三十九の四第一項」を「、第七十二条の三十九の四第一項」に改める。

第八条の六第一項の改正規定中「同じ。）」に」を「同じ。）」に改め、「合計額（」の下に「これらの法人税割額のうちに同条第四十三項の規定により加算された金額がある場合には当該加算された金額を控除した額とし、」を加え」に「に六」を「」を「場合には、」を「場合には」に、「控除した額）に六」を「控除した額とする。）」に改め、同条第二項第一号の改正規定中「又は連結事業年度」を削り、」の下に「その課税標準」を「当該法人税割額のうちに法第五十三条第四十三項（同条第四十七項において準用する場合を含む。）の規定により加算された金額がある場合には当該加算された金額を控除した額とし、当該法人税割額の課税標準」に」を加え、「又は」に改め、「」を「又は」に、「場合」に、「ある場合」を「ある場合には、」を「場合には」に改め」に、「個別帰属特別控除取戻税額等」及び」を「個別帰属特別控除取戻税額等」を削り、「控除した額」を「控除した額とする。」に改め、」に改め、「（次号及び次項において「確定法人税割額の算定期間」という。）」を削り、同項第二号の改正規定中「、「当該確定法人税割額」の下に「の計算の基礎となつた法人税額の課税標準」を加え」を削る。

第八条の八の改正規定中同条の表第一項の項を次のように改める。

第一項	に規定する予定申告法人（次項及び第四項において「予定申告法人」という。）	の法人
	法第五十三条第一項に	同項に
	同条第四十三項	法第五十三条第四十三項

第二十四条の四の三第一項の表第二項の項の改正規定中「第二十四条の四の三第一項の表第二項の項」を「第二十四条の四の三第一項中「この項及び第三項」を「この条」に改め、同項の表第二項の項」に改め、同表第四項の項を削る改正規定を次のように改める。

第二十四条の四の三第一項の表第四項の項中「、若しくは同項」を「法人」に、「、若しくは法第七十二条の二十五第五項」を「法人又は当該法人との間に法人税法第二条第十二号の七の七に規定する通算完全支配関係がある通算法人（同条第十二号の七の二に規定する通算法人をいう。）」に改め、同表第六項の項を削り、同条に次の一項を加える。

4　法第七十二条の二十五第一項、第七十二条の二十八第一項又は第七十二条の二十九第一項の法人について、法人税法第六十四条の十第四項から第六項までの規定により同法第六十四条の九第一項の規定による承認（以下この項において「通算承認」という。）が効力を失つた場合には、その効力を失つた日以後に終了する事業年度については、当該通算承認が効力を失う前に受けていた法第七十二条の二十五第五項の規定による提出期限の延長の処分は、その効力を失うものとする。

第四十八条の十の改正規定中「第三百二十一条の八第一項に」と」の下に「、同条第二項第一号中「第五十三条第四十三項」とあるのは「第三百二十一条の八第四十三項」と」を加える。

第四十八条の十の三の改正規定中同条の表第一項の項を次のように改める。

第一項	に規定する予定申告法人（次項及び第四項において「予定申告法人」という。）	の法人
	法第五十三条第一項に	同項に
	同条第四十三項	法第三百二十一条の八第四十三項

第四十八条の十の三の改正規定中同条の表第二項の項の次に次のように加える。

第二項第一号	第五十三条第四十三項	第三百二十一条の八第四十三項

第四十八条の十一の改正規定中「法第三百二十一条の八第五項」を「法第三百二十一条の八第五項」に改める。

附則第三条の二の二の改正規定の次に次のように加える。

附則第五条の二の二の次に次の一条を加える。

（法附則第八条第一項の中小企業者等の範囲）

第五条の二の三　法附則第八条第一項に規定する中小企業者等には、租税特別措置法施行令第二十七条の四第二項の規定により租税特別措置法第四十二条の四第四項に規定する中小企業者に該当するものとされる同令第二十七条の四第二項の通算子法人を含むものとする。

附則第五条の三の改正規定を次のように改める。

附則第五条の三を次のように改める。

第五条の三　所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第十号）附則第百六条の規定によりその例によることとされる同法第十三条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十一第十一項、所得税法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第六号）附則第八十九条、第九十条第六項、第九十一条若しくは第九十二条の規定によりその例によることとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の六第六項、第四十二条の七第六項、第四十二条の十第六項若しくは第四十二条の十一第六項又は租税特別措置法の一部を改正する法律（平成八年法律第十七号）附則第十五条の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第六十二条の三第一項若しくは第八項若しくは第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。